



# 島根県報

平成19年3月23日(金)

第1,864号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 2

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定(2件) (地域福祉課) 4

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 ( " ) 4

生活保護法の規定による介護機関の指定 ( " ) 4

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 ( " ) 5

生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出 ( " ) 5

農地保有合理化事業規程の廃止の承認 (農業経営課) 6

県営土地改良事業計画の変更(2件) (農村整備課) 6

保安林の指定(2件) (森林整備課) 7

解除予定保安林 ( " ) 7

保安林予定森林 ( " ) 8

保安林の指定施業要件の変更(4件) ( " ) 8

道路の区域の変更 (道路維持課) 10

道路の供用開始 ( " ) 11

土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 12

### 公 告

平成19年島根県歯科技工士試験の合格者 (医療対策課) 16

### 人委規則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 16

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則 17

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 17

### 公安規則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 17

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 18

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 18

### 正 誤

昭和63年3月15日付け島根県報第3,295号中 (会計課) 19

平成17年3月29日付け島根県報第1,662号中 (環境政策課) 20

平成17年9月30日付け島根県報第1,714号中 ( " ) 20

平成18年12月26日付け島根県報第1,841号中 (森林整備課) 20

平成19年3月9日付け島根県報第1,860号中 ( " ) 20

公布された条例等のあらまし

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

- (1) 入居者駐車場使用料免除又は減免に係る様式を改めることとした。（第21条・様式第30号関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

---

規 則

---

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第18号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（入居者駐車場使用料の免除等）

第21条 条例第50条第2項の規定による入居者駐車場の使用料の免除又は同条第3項の規定による入居者駐車場の使用料の減免を受けようとする者は、様式第30号の入居者駐車場使用料免除（減免）承認願を提出し、知事の承認を受けなければならない。

第27条第1項の表中「及び第2項」を「及び第3項」に、「第51条第1項各号列記以外の部分」を「第51条第1項及び第2項各号列記以外の部分」に、「第51条第1項第5号」を「第51条第2項第4号」に、「第51条第3項及び第4項」を「第51条第4項及び第5項」に、「第47条第3項」を「第47条第4項」に改める。

様式第29号中「に該当するため」を「の条件を満たさないため」に改める。

様式第30号を次のように改める。

様式第30号 ( 第21条関係 )

## 入居者駐車場使用料免除 ( 減免 ) 承認願

年 月 日

島根県知事 様

住 宅 名	県営住宅	団地	第	号
入居者氏名	㊟			

次のとおり必要書類を添えて、島根県営住宅条例施行規則第21条第 1 項の規定に基づき、入居者駐車場使用料の免除 ( 減免 ) を申請します。

免除 ( 減免 ) を申請する理由	
承 認 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

備考 自動車税又は軽自動車税の減免等により申請する場合は、課税免除 ( 減免 ) 通知書 ( 写 ) を添付してください。  
( 必要に応じて原本の提示を求めることがあります。 )

様式第35号中「県営住宅立入検査吏員証」を「県営住宅立入検査職員証」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
わたなべ耳鼻咽喉科医院	松江市東朝日町小浜211番地	平成19年3月1日

島根県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

施術機関の名称	所在地	指定年月日
長田八整骨院	松江市上乃木3-19-7	平成19年2月1日

島根県告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
林医院	松江市北堀町77番地2	平成19年2月28日
医療法人青葉会青葉クリニック	松江市朝日町452番地 あおとビル1階	平成19年2月28日
わたなべ耳鼻咽喉科医院	松江市東朝日町小浜211	平成19年2月28日

島根県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 周晴会	松江市北堀町77番地 2	居宅療養管理 指導	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 3 月 1 日
医療法人 周晴会	松江市北堀町77番地 2	訪問看護	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 3 月 1 日
医療法人 周晴会	松江市北堀町77番地 2	介護予防居宅 療養管理指導	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 3 月 1 日
医療法人 周晴会	松江市北堀町77番地 2	介護予防訪問 看護	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 3 月 1 日
特定非営利活動法人 久米の家	松江市法吉町久米 803番地 2	小規模多機能 型居宅介護	小規模多機能型居宅 介護事業所 ほっと	松江市法吉町803番 地 3	平成19年 3 月15日
特定非営利活動法人 久米の家	松江市法吉町久米 803番地 2	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅 介護事業所 ほっと	松江市法吉町803番 地 3	平成19年 3 月15日
特定非営利活動法人 穂なみネット21	出雲市里方町116番 地	介護予防通所 介護	穂なみデイサービス センター	出雲市里方町116番 地	平成19年 3 月 1 日

## 島根県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
林 周平	松江市北堀町77番地 2	居宅療養管理 指導	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 2 月28日
林 周平	松江市北堀町77番地 2	訪問看護	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 2 月28日
林 周平	松江市北堀町77番地 2	介護予防居宅 療養管理指導	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 2 月28日
林 周平	松江市北堀町77番地 2	介護予防訪問 看護	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 2 月28日

## 島根県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

施 術 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
長田八整骨院	松江市浜乃木6-1-34	平成19年1月31日

島根県告示第224号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、財団法人三刀屋農業振興センターの次の事業に係る農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 農地売買等事業
- 2 研修等事業

島根県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、飯石南（吉田）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
飯石南（吉田）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所  
雲南市役所

島根県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、飯石南（吉田）地区を受益地域とする農道事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
飯石南（吉田）地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所

雲南市役所

## 島根県告示第227号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄田信義

## 1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2716、2716 - 2

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第228号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄田信義

## 1 保安林の所在場所

安来市伯太町西母里733、733 - 2、734、735、735 - 1、738 - 3、747、747 - 2、2012 - 1、2013から2018まで

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第229号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里口453 - 1・口456 - 1・口463 - 5 (以上3筆については次の図に示す部分に限る。)、口452 - 4、口453 - 8、口456 - 7、口461 - 7、口462 - 4、口463 - 4、口466 - 4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第230号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

安来市伯太町上小竹1297

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第231号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年8月31日付け島根県告示第643号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



## 島根県告示第232号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和48年10月18日付け農林省告示第1914号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第233号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和62年11月27日付け農林水産省告示第1480号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第234号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年 1 月10日付け農林水産省告示第21号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第235号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長	
一般国道	184号	出雲市佐田町八幡原966番26地先から同地先まで	前	メートル 8.20～ 9.00	メートル 19.40	出雲県土整備事務所	特定交通安全工事	
			後	11.80～ 19.30	19.40		拡幅	
"	431号	出雲市小境町蛇喰2577番4地先から同市美野町字大谷1313番3地先まで	前	8.00～ 19.70	1,850.00	出雲県土整備事務所	交通安全施設等整備工事	
			後	12.50～ 29.00	1,853.00		拡幅	
"	261号	江津市松川町長良112番5地先から同町長良776番1地先まで	前	A	6.00～ 26.00	769.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	10.00～ 83.00			
			後	B	10.00～ 83.00	769.00		
県 道	本庄福富松江線	松江市西尾町1番10地先から同市西川津町2123番2地先まで	前	10.00～ 16.00	190.00	松江県土整備事務所	道路改良工事	
			後	14.00～ 18.00	190.00		拡幅	
"	出雲路自転車道線	出雲市大社町中荒木2272番6地先から同2277番7地先まで	前	4.80～ 8.20	78.40	出雲県土整備事務所	農免農道整備工事	
			後	4.80～ 5.70	78.40		減幅 河川区域に返還	
"	三刀屋佐田線	出雲市佐田町反辺2020番4地先から同966番7地先まで	前	A	3.70～ 30.00	1,015.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
				B	12.00～ 45.00	960.00		
			後	A	3.70～ 30.00	1,015.00		道路改良工事
				B	12.00～ 41.00	960.00		
"	"	出雲市佐田町反辺2020番4地先から同966番7地先まで	前	A	3.70～ 30.00	1,015.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解
				B	12.00～ 41.00	960.00		

			後 B	12.00 ~ 41.00	960.00		消 市道移管
"	斐川出雲大 社線	出雲市大社町杵築南 839番1地先から同町 杵築東3286番地先まで	前	11.60 ~ 17.20	31.60		特定交通安全工 事
		出雲市大社町杵築南 839番1地先から同840 番1地先まで	後	12.20 ~ 13.20	15.50		延長の減
"	日貫川本線	江津市桜江町川越602 番6地先から同569番 3地先まで	前	6.00 ~ 7.80	73.00	浜田県土整 備事務所	市道改良工事に 伴う県道付け替 え 拡幅
			後	6.50 ~ 24.00	73.00		
"	益田津和野 線	益田市上黒谷町945番 2地先から同町489番 1地先まで	前	3.00 ~ 8.00	339.00		道路改良工事
			後	10.40 ~ 17.30	339.00		拡幅
"	"	益田市上黒谷町489番 1地先から同町492番 1地先まで	前 A	4.00 ~ 20.00	303.00		左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ 道路改良工事 拡幅
			A	4.00 ~ 35.00	303.00		
			後 B	10.80 ~ 41.00	237.00		
"	益田阿武線	益田市上黒谷町492番 1地先から同地先まで	前	10.80 ~ 19.80	76.00	益田県土整 備事務所	益田津和野線道 路改良工事に伴 う拡幅
			後	10.80 ~ 34.40	76.00		
"	益田澄川線	益田市駅前町口241番 2地先から同町1番30 地先まで	前	8.50 ~ 11.00	205.00		街路工事
			後	19.00	205.00		拡幅
"	益田停車場 線	益田市駅前町9番3地 先から同町口241番2 地先まで	前	8.50 ~ 18.00	183.00		街路工事
			後	19.00 ~ 26.00	183.00		拡幅

島根県告示第236号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡津和野町左鐙嶽山川平2164番17地先から同2164番20地先まで	メートル 135.00	平成19年 3月23日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
"	431号	出雲市大社町杵築東361番1地先から同町修理免1465番1地先まで	563.50	平成19年 3月23日	出雲県土整備事務所	
"	"	出雲市小境町蛇喰2577番4地先から同市美野町字大谷1313番3地先まで	1,853.00	平成19年 3月23日		
県道	斐川出雲大社線	出雲市大社町杵築南839番1地先から同840番1地先まで	15.50	平成19年 3月23日		
"	三刀屋佐田線	出雲市佐田町反辺3266番4地先から同3266番2地先まで	108.00	平成19年 3月23日		
		出雲市佐田町反辺3266番1地先から同2141番1地先まで	68.00	平成19年 3月23日		
		出雲市佐田町反辺2039番3地先から同2152番1地先まで	93.00	平成19年 3月23日		
		出雲市佐田町反辺2154番2地先から同地先まで	13.50	平成19年 3月23日		
		出雲市佐田町反辺2921番地先から同2925番4地先まで	107.00	平成19年 3月23日		
"	益田津和野線	益田市上黒谷町945番2地先から同町492番1地先まで	576.00	平成19年 3月23日	益田県土整備事務所	

島根県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年3月23日

島根県知事 澄田信義

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

出雲市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

合ヶ谷、相代、上ゲ、上ゲ1、上ゲ2、上ゲ3、上ヶ島東、浅柄1、浅柄2、浅柄大橋南、旭が丘A、旭が丘B、朝山町、朝山町上組D、朝山町鞍掛橋西、朝山町下組、朝山町西田A、朝山町西田B、朝山町西田D、朝山町西田E、朝山町西田F、芦渡町神谷A、芦渡町神谷B、芦渡町廻田谷A、芦渡町廻田谷B、芦渡町廻田谷C、芦渡町廻田谷D、芦渡町花月橋東A、芦渡町花月橋東B、芦渡町花月橋南、芦渡町保知石D、芦渡町保知石中橋A、芦渡町保知石中橋B、芦渡町吉廻谷A、芦渡町吉廻谷B、芦渡町吉廻谷C、愛宕山公園、阿土谷、荒木、間谷、庵地、庵地1、石畑1、石畑2、石畑3、石広川北A、石広川南2、出雲砕石南1、市場2、市森1A、市森1B、市森2、市森神社南1、稲荷神社南、伊努谷、井上、猪目1、今市町A、今市町B、今市町C、今市町D、植木谷、上寄1、上寄2、上寄4、兔谷、後下、後野橋西、臼井、十六島、十六島多井A、十六島多井B、十六島町十六島、宇那手町北口

A、宇那手町北口 B、宇那手町殿御池、宇那手町中筋 A、宇那手町中筋 B、宇那手町中筋 C、宇那手町西谷 A、宇那手町西谷 B、宇那手町西谷 C、宇那手町西谷 D、宇那手町右谷 A、宇那手町右谷 B、宇那手町右谷 C、宇那手町右谷 D、宇那手町右谷 E、宇那手町右谷 G、恵比須、大井谷池北、大谷 2、大谷 A、大谷 B、大津町 A、大津町 B、大津町 C、大津町 D、大津町 E、大津町 F、大津町 G、大津町 H、大津町 I、大津町来原 A、大津町来原 B、大津町来原 C、大津町三谷 A、大寺 A、大寺 B、大畑下、大平 1、大平 2、御方、御方 1、御方 2、岡田町飯山 A、岡田町飯山 B、岡田町飯山 C、岡田町立正、御方橋東、御方橋南 1、御方橋南 2、沖谷橋北、沖谷橋西、奥井谷 1 A、奥井谷 1 B、奥井谷 2、奥宇賀町納木 A、奥宇賀町納木 B、奥宇賀町納木 C、奥宇賀町納木 D、奥宇賀町納木 E、奥宇賀町布勢上、奥宇賀町布勢下 A、奥宇賀町布勢下 B、奥宇賀町布勢下 C、奥宇賀町光尾上、奥宇賀町光尾下、奥宇賀町和田上 A、奥宇賀町和田上 B、奥宇賀町和田中、乙立町、乙立町 A、乙立町笠神社前、乙立町見田原 A、乙立町見田原 B、乙立町見田原 C、乙立町見田原 D、乙立町見田原 E、乙立町見田原 F、乙立町見田原 G、乙立町田代 B、乙立町立久恵 A、乙立町立久恵 B、乙立町立久恵 D、乙立町立久恵 E、乙立町立久恵 F、乙立町向名 A、乙立町向名 B、乙立町向名 C、乙立町向名 D、乙立町森原 A、乙立町森原 B、乙立町森原 C、乙立町森原 D、乙立発電所、乙立発電所西 2、表、海崎 1、海崎 2、柿ノ木谷、金山神社北、金山神社南、鐘築 1、鐘築 3、鐘築 5、鐘築 6、釜浦、釜谷、上塩冶町大井谷 A、上塩冶町大井谷 B、上塩冶町下沢 A、上塩冶町下沢 B、上塩冶町下沢 C、上塩冶町下沢 D、上塩冶町下沢 E、上塩冶町下沢 F、上塩冶町菅沢 A、上塩冶町菅沢 B、上塩冶町菅沢 C、上塩冶町菅沢 D、上塩冶町半分 A、上塩冶町半分 B、上塩冶町半分 C、上塩冶町半分 D、上塩冶町半分 E、上塩冶町半分 F、上塩冶町半分 G、上岡田町上岡田上 A、上岡田町上岡田上 B、上岡田町上岡田上 C、上岡田町上岡田下 A、上岡田町上岡田下 B、上岡田町上岡田下 C、上岡田中、上組、上島町大谷 A、上島町大谷 B、上島町奥井谷 A、上島町奥井谷 B、上島町中央、上島町延畑 A、上島町延畑 B、上島町森坂 B、上島町和久輪 A、上島町和久輪 B、上新宮、上田代、上田代上、上鹿園寺、茅原 2、唐川 1、唐川 3、唐川町後野、苅山、川北、川北西、河下町報徳 A、河下町報徳 B、川向、神谷、神門町 A、神門町 B、知井宮町 C、神門町 C、北垣上、君野、木村橋北、木村橋東 1 A、木村橋東 1 B、木村橋南、金山 1、金山 2、日下 A、日下 B、来阪神社南 2、久多見上 1、久多見上 5、久多見町久多見上、久多見町久多見下 A、久多見町久多見下 B、久多見町久多見下 C、久多見町久多見中 A、久多見町久多見中 B、口宇賀、口宇賀町上の島、口宇賀一、口宇賀六、国富町金山、国富町馬伏、国富十、久保田、熊野神社南 3、熊見谷、倉垣、鞍掛橋南 1、鞍掛橋南 2、見田原、見田原 1、見田原 2、小伊津川奥谷、小伊津町地下小路二、小猪目谷、神門谷 A、神門谷 B、小境町後山 A、小境町後山 B、小境町北垣上東 A、小境町北垣上東 B、小境町北垣上 A、小境町北垣上 B、小境町北垣中、小境町小境灘、小境町小境西 A、小境町小境西 B、小境町小境西 C、小境町胡麻谷、小境町胡麻谷 A、小境町胡麻谷 B、小境町胡麻谷 C、小境町東上 A、小境町東上 B、小境町東上 C、小境町中ノ手上、小境町中ノ手下 A、小境町中ノ手下 B、小境町中ノ手上 B、古志町井上 A、古志町井上 B、古志町井上 C、古志町井上 D、古志町井上 E、古志町井上 F、古志町井上 G、古志町上新宮 A、古志町上新宮 B、古志町上新宮 C、古志町上新宮 D、古志町上新宮 E、古志町上新宮 F、古志町上新宮 G、古志町下新宮 A、古志町下新宮 B、古志町下新宮 C、古志町下新宮 D、古志町下新宮 E、古志町下新宮 F、古志町下新宮 G、古志町下新宮 H、古志町下新宮 I、許豆、小津町相代 A、小津町相代 B、小津町宮ノ町、小浜、小丸子橋 1、小丸子橋 3、西郷町小池 A、西郷町小池 B、西郷町奈良尾 A、西郷町奈良尾 B、西郷町西谷下 A、西郷町西谷下 B、西谷、境橋北 1、境橋南 1、坂浦、坂浦町、坂浦町繁田黒目 A、坂浦町繁田黒目 B、坂浦町下小路、坂浦町立石、坂浦町田の戸 A、坂浦町田の戸 B、坂浦町田の戸 C、坂下、坂の下、坂坊 2、坂本、桜下 4、桜谷、桜谷 1、廻、廻田、廻田谷上、廻田谷下、塩津、地藏堂、白彊、知谷 1、知谷橋東 1、下組 A、下組 B、下組 C、下古志町、下古志町宇賀、下古志町地藏堂 A、下古志町新宇賀、下新宮、下新宮 1、上乘寺西 1、昭和橋西、昭和橋東、白石、真覚庵西 1、新宮池北、神西沖町 A、神門町 D、神西沖町前組 A、神西沖町前組 B、神西新町九景 A、神西新町九景 B、深山 1、新殿、親睦 2、菅原 A、菅原 B、菅沢 A、菅沢 B、須原、千本、園町扇町、園町布崎上、園町本郷下 B、園町本郷上、多久町苅藻谷 D、園町本郷上 A、園町本郷上 B、園町本郷中、園町山谷、園町若葉 A、園町若葉 B、園町若葉 C、鷹の沢、高浜八幡宮西、滝姫、多久上、多久谷町遠所 A、多久谷町遠所 B、多久谷町遠所 C、多久谷町奥上 A、多久谷町奥上 B、多久谷町奥上 C、多久谷町多久谷灘、多久谷町多久中 A、多久谷町中ノ手西、多久谷町中ノ手東、多久谷町畑、多久谷町別所上 A、多久谷町別所上 B、多久谷町別所上

C、多久町上灘、多久町苧藻谷A、多久町苧藻谷B、多久町苧藻谷C、多久町苧藻谷E、多久町苧藻谷F、多久町上灘A、多久町上灘B、多久町多久上A、多久町多久上B、多久町多久上C、多久町多久上D、多久町多久上E、多久町多久中、多久町寺谷A、多久町寺谷B、多久町鳴竹A、多久町鳴竹B、多久町平谷、竹ノ上、田代1、田代2、田代橋西、唯浦、唯浦下浦、立久恵1、立久恵5、立久恵6、立岩、田中、田中口、谷田谷、知井宮1、知井宮2、知井宮町浅柄、知井宮町間谷A、知井宮町間谷B、知井宮町間谷D、知井宮町真幸ヶ丘、知井宮変電所東、知井宮変電所南、地合町西地合、地合町東地合A、地合町東地合B、地合町東地合C、中央、角井、角谷1、角谷3、角谷4、角谷5、東郷町西上A、東郷町西上B、東郷町東下、東郷町日の出A、東郷町日の出B、堂原、堂原2、堂原4、堂原5、堂原6、堂原7、堂原9、堂原10A、堂原10B、東福町白井、東福町茅原、東福町作暮A、東福町作暮B、東福町中組A、東福町中組B、東福町牧戸、東福町吉原A、東福町吉原B、東福町吉原C、所原町大月A、所原町大月B、所原町大月C、所原町大月D、所原町大月E、所原町大月F、所原町大月G、所原町大月H、所原町大月I、所原町大月J、所原町木村A、所原町木村B、所原町木村C、所原町桜上、所原町桜下、所原町桜谷、所原町知谷A、所原町知谷B、所原町知谷C、所原町知谷D、所原町知谷E、所原町知谷F、所原町寺領A、所原町寺領B、所原町須原A、所原町須原B、所原町須原C、所原町須原D、所原町須原E、所原町須原F、所原町谷合、所原町堂原、所原町殿森A、所原町殿森B、所原町殿森C、所原町殿森D、所原町殿森E、所原町殿森F、所原町殿森G、所原町安谷A、所原町安谷B、殿川内上、殿川内下、殿森1、殿森4、鳥目、中組A、中組B、中組C、中条、中西1、中ノ手中1、中ノ手、中ノ手下、中村東、西上、西小路、西下、西神西町恵比須A、西神西町恵比須B、西神西町恵比須C、西神西町九景A、西神西町坂本A、西神西町坂本B、西神西町鳥目A、西神西町鳥目B、西神西町鳥目C、西神西町鳥目D、西神西町鳥目E、西神西町中組、西田1、西谷下2A、西谷下2B、西谷下、西谷町A、西谷町B、西谷町C、西谷町D、西谷町E、西谷町F、西谷町G、西谷町H、西谷町I、西地合、西中、西林木町伊努谷、西林木町A、野石谷町伊儀A、野石谷町伊儀B、野石谷町坂坊A、野石谷町坂坊B、野石谷町坂坊C、野石谷町佐藤A、野石谷町佐藤B、野石谷町佐藤C、野郷町大畑、野郷町金森A、野郷町金森B、野郷町金森C、野郷町金森D、野郷町金森E、野郷町三ノ谷A、野郷町三ノ谷B、野郷町三ノ谷C、野郷町堂ノ本A、野郷町堂ノ本B、野郷町中ノ手A、野郷町中ノ手B、野郷町中ノ手C、野郷町中ノ手D、野郷町畑A、野郷町畑B、野郷町松枝、野尻町石井、野尻町岩根A、野尻町岩根B、野尻町岩根C、野尻町岩根D、野尻町岩根E、野尻町牛尾A、野尻町牛尾B、野尻町牛尾C、野尻町廻田、野尻町法王寺A、野尻町法王寺B、野尻町法王寺C、野尻町法王寺D、野尻町法王寺E、野尻町法王寺F、野尻町宮本A、野尻町宮本B、野尻町宮本C、野尻町宮本D、野尻町宮本E、野尻町宮本F、野尻町山後、延畑、延畑2、延畑3、延畑4、畑、花月橋西1、馬場、浜、原1、原2、原3、半分、稗原町石畑A、稗原町石畑B、稗原町市森A、稗原町市森B、稗原町市森C、稗原町市森D、稗原町鐘築A、稗原町鐘築B、稗原町鐘築C、稗原町鐘築D、稗原町鐘築E、稗原町鐘築F、稗原町鐘築G、稗原町下鐘築、稗原町杉尾A、稗原町杉尾B、稗原町杉尾C、稗原町杉尾D、稗原町杉尾E、稗原町杉尾F、稗原町杉尾G、稗原町杉尾H、稗原町杉尾I、稗原町角谷A、稗原町角谷B、稗原町角谷C、稗原町角谷D、稗原町角谷E、稗原町角谷F、稗原町角谷G、稗原町角谷H、稗原町角谷I、稗原町角谷J、稗原町角谷K、稗原町角谷L、稗原町角谷M、稗原町角谷N、稗原町角谷O、稗原町戸倉A、稗原町戸倉B、稗原町戸倉C、稗原町戸倉D、稗原町戸倉E、稗原町戸倉F、稗原町仏谷A、稗原町仏谷B、稗原町仏谷C、稗原町仏谷D、稗原町仏谷E、稗原町仏谷F、稗原町仏谷G、稗原町仏谷H、稗原町仏谷I、稗原町仏谷J、稗原町仏谷K、稗原町仏谷L、稗原町仏谷M、稗原町仏谷N、稗原町仏谷O、稗原町仏谷P、稗原町仏谷Q、稗原町仏谷S、稗原町仏谷T、稗原町仏谷U、稗原町仏谷V、稗原町三坂川A、稗原町三坂川B、稗原町三坂川C、稗原町山寄A、稗原町山寄B、稗原町山寄C、稗原町山寄D、稗原町山寄E、稗原町山寄F、稗原町山寄G、稗原町山寄H、稗原町山寄I、稗原町山寄J、稗原町山寄K、稗原町山寄L、稗原町山寄M、稗原町山寄N、東組A、東組B、東神西町A・知井宮町A、東神西町B・知井宮町B、東神西町中組A、東神西町中組B、東神西町東組A、東神西町東組B、東神西町麓A、東神西町麓B、東神西町麓C、東神西町麓D、東神西町麓E、東谷、東地合、東林木、東林木町門前谷、東林木町湯屋谷A、東林木町湯屋谷B、火守神社西、平田町愛宕町、平田町桃山町、平田町薬師町、平谷川東1、布勢、布勢上、船津神社東、船津町上ゲ1、船津町菅原B、船津町菅原C、船津町原A、船津町原B、麓、麓下、平成町、平成橋北1、平成橋北2、平成橋西1、平成橋東、別所上、別所町別所A、別所町別所B、

別所東、保知石1、保知石2、保知石3、保知石中橋西1、保知石中橋西2、仏谷1、仏谷2、富能加神社北、本庄町大蔵B、本庄町水谷下、本庄町森崎、前北、前口西、前田、前西、前東、馬木北1、馬木北2、馬木町A、馬木町B、馬木町C、馬木町D、馬木町E、馬木町F、真幸ヶ丘、松林池西、的場、丸ヶ谷、廻田池北1、万田町尾添、万田町庄大、万田町峠A、万田町峠B、万田町湯屋谷A、万福寺西、右谷1、右谷3、右谷5、三坂川北2、三坂川北3、三坂川北4、三坂川北5、水谷上、水谷上1、水谷上4、三田谷川1、三谷川西1、三谷川東、美談町西谷、美談町東谷、三津A、三津B、三津町川向、三津町中村西、三津町中村東A、三津町中村東B、三津町西谷下、南浜、御橋西1、美保、見々久町御方A、見々久町御方B、見々久町御方C、見々久町御方D、見々久町御方E、見々久町御方F、見々久町御方G、見々久町御方H、見々久町御方I、見々久町段A、見々久町段B、見々久町段C、見々久町段D、見々久町段E、見々久町畑A、見々久町畑B、見々久町畑C、見々久町御崎神社南、見々久町山後A、見々久町山後B、宮ノ下、妙蓮寺東、向名、向名大橋西3、向名大橋南、向山、元寺橋南1、桃山西、森坂、森原1、門前谷、門前谷上、安谷1、安谷2、柳谷、矢尾、矢尾町神門谷A、矢尾町高浜八幡宮東、矢尾西、山崎、山寄1、山寄3、山寄4、山寄川東、湯屋谷、要害山北、要害山西、要橋東1、代官家谷、美野町大谷A、美野町大谷B、美野町高山A、美野町高山B、美野町高山C、美野町高山D、美野町高山E、美野町高山F、美野町西上A、美野町西上B、美野町西上C、美野町西灘、美野町引木、吉原2、寄居高島、鹿園寺町上奥A、鹿園寺町上奥B、鹿園寺町上川西、鹿園寺町下東、鹿園寺町中央上、鹿園寺町中央下、鹿園寺町繁門、和久利1、和久利2、和久輪、和田上2、和田上3、和田中

## (2) 土石流

相代川A、相代川B、相代川C、青苔谷川、赤地川、上げ・一、上げ・二、上ヶ島川、上ヶ山川A、上ヶ山川B、上ヶ山川C、朝間、朝山町・一A、朝山町・一B、朝山町・二、朝山町・三、朝山町A、朝山町B、浅床川B、芦谷A、芦谷B、芦渡町A、芦渡町B、芦渡町C、芦渡町D、芦渡町E、芦渡町F、芦渡町G、芦渡町H、芦渡町I、芦渡町J、芦渡町K、芦渡町M、東川、阿土谷川 A、阿土谷川 B、伊儀・一、伊儀・二、伊儀・三、石上川、一の谷、一畑、一畑駅前A、一畑駅前B、一畑駅前C、一畑薬師谷、市森、稲荷谷、伊努谷、伊努谷川(支)A、伊努谷川(支)B、伊努谷川A、井上、猪目川(支流)、岩倉、岩根谷A、岩根谷B、岩屋川、雲井滝、上奥A、上奥B、植木谷、後谷川A、後谷川B、後谷川支川、後谷越、後谷越、後野、後野谷A、後野谷B、内の池支川、十六島、宇那手川、宇那手川A、宇那手下、宇那手町A、宇那手町B、宇和佐、枝谷川A、榎谷川、恵比須、大井谷A、大井谷川、大浦川、大倉谷川、大谷、大谷・一、大谷・三、大谷、大谷A、大谷B、大谷奥、大谷川A、大谷川B、大谷川C、大谷川D、大月・一、大月・二、大月・三、大津町A、大津町B、大坪、大年、太平川、御方・一、御方・二、御方・三B、沖谷川、沖谷川A、沖谷川B、沖谷川C、奥井谷上、奥井谷川、奥井谷前、奥の谷、奥の明谷、奥原川、奥山川、乙立町B、乙立町C、乙立町D、柿木尻川、鍛冶屋谷川、鍛冶屋谷川、鍛冶屋床谷、加瀬屋、加登川、金森A、金森B、金森C、金山・一、金山・二、金山川、釜谷川支流、上塩冶町A、上塩冶町B、上大月・一、上大月・二、上大月・三、上大月A、上大月C、上大月小谷、上岡田上・一、上岡田上・二、上岡田下、上岡田中、上組、上栗原、上島町A、上島町B、上島町C、上島町E、上島町F、上園、上田代・二、上の島、上鹿園寺・一、上鹿園寺・二、唐川B、唐川C、唐川川、狩迫谷、苅藻谷、苅藻谷川、河下・一、河下・二、河手坂、神谷川B、神谷川C、神谷川D、神谷川E、神谷川F、神部川A、神部川B、北垣上東A、北垣上東B、北組、北谷川A、北谷川B、君野、君野・二、君野川、木村、木村、客垣谷川、清谷川B、清谷川C、楠ノ木川、久多見上B、久多見川、久多見中、口宇賀一谷、口宇賀七谷、国富小谷、熊見谷川A、熊見谷川B、熊見谷川C、熊見谷川D、見田原、見田原、見田原、見田原、小伊津・一、小伊津奥谷、小伊津川、康国寺谷、高山、神門谷川、神門谷川、神門谷川、神門谷川A、神門谷川B、神門谷川C、後谷山、高野寺川、紺屋谷川、小境灘A、小境灘B、古志小谷、古志町A、古志町B、古志町E、古志町F、古志町G、古志町H、古志町I、古志町J、古志町K、許豆川、小谷川、胡麻谷、境川、坂浦・一、坂浦・三、坂浦A、坂浦B、坂谷川、坂根川A、坂根川B、佐賀利谷川、崎の奥川、鷺の瀬、桜・一、桜・二、桜下、桜谷、桜谷、廻田谷、左皿川、定岡川、山田川、知谷・一、知谷・二、知谷、知谷、知谷川、下組・一、下組・二、下組・三、下古志町、下椿川、下の奥、下原・一、下原・二、下原・三、正応寺川、上乘寺、庄部、尻尾無川、新宮、新廻谷、親睦B、菅沢・二A、菅沢・二B、菅沢川A、菅沢

川B、菅原・一、菅原・二、菅沢・一、菅沢・三、須原・一、須原・二、須原・三、須原・四、須原、瀬戸風、セドヤ川、高丸 A、高丸 B、高丸、滝ヶ平谷川、滝反川、多久川小谷、多久谷川B、多久谷町畑、竹上川A、竹上川B、立久恵・一、立久恵・二、立久恵・三、立久恵、立石谷川、谷合、谷田谷川、段A、段B、丹堀川、知井宮町A、知井宮町B、知井宮町C、知井宮町D、知井宮町E、知井宮町G、中央、築山、土町、角谷、角谷・二、峠、峠谷川、東郷川、堂の奥川、堂原A、堂原B、堂原川、戸倉・一、戸倉・二、所原町、殿川内、殿宮谷川、殿宮橋谷、殿森A、中組、中廻川、中筋、中谷川、中ノ手・一、中ノ手・二、中ノ手・三、中ノ手・四、中ノ手下、中村、中村川、中村西谷、投石川、七塚谷、西金山川、西谷、西谷上・一、西谷上・二、西谷上・三、西谷川A、西谷川B、西谷下、西谷町・一、西谷町・二、西谷町・三、西谷町・四、西谷町 A、西谷町、西谷町A、西谷町B、西谷町C、西谷町D、西谷町E、西谷町G、西谷町H、日進、野石谷川A、野石谷川B、納木、納木・一、納木・二、野郷・一、野郷・二、野郷・三A、野郷・三B、野尻町A、野尻町B、野尻町C、野尻東・一、野尻東・二A、野尻東・二B、延畑、延畑・一、延畑・二、延畑、延畑、延畑、延畑、延畑 A、延畑 C、延畑、延畑、延畑、延畑、能呂志川、畑、畑、畑小谷、花月・一、林田内川、原・一、原・二、稗原町G、稗原町H、稗原町I、稗原町J、稗原町K、稗原町L、稗原町N、東組、東谷川、東林木町A、東林木町B、東別所川、引木、日向川、平奥川、平側川、平林、布勢上、布施上・一、布施上・二、布施川、布施下・一、布施下・二、布施下・三、布施中谷、二又川、二又川A、船津町A、船津原、麓、麓・二、麓・三、麓・五、浮浪屋谷川、別所、別所上谷、別所川、報徳、保知石、保知石、保知石、保知石、保知石 B、保知石、保知石、保知石、保知石、保知石、仏谷・一、仏谷・二、仏谷・三、本郷川、槇ヶ谷B、馬木町、馬木町・一、馬木町・二、松枝、松枝下谷、松の木谷、松山、的場、馬伏山、馬伏山、丸ヶ谷、丸ヶ谷、万田・一、万田・二、右谷、右谷、右谷、右谷川、御崎谷、御崎谷A、水谷上、水谷上・三、水谷上・四、水谷川、水谷下・一、水谷下・二、三田谷川A、三田谷川B、三谷川A、三津浦川、光尾上・一、光尾上・二A、光尾上・二B、光尾下、三津灘川、三の谷川、見々久町A、見々久町B、宮後、宮ノ下、深山川、宮横、茗荷谷川、向堀川、向名、向馬木、向馬木・二、本山川、森坂A、森坂B、森原・一、森原・二、森本川、門前谷川、門前谷川、安谷B、安谷C、安谷D、矢谷川、柳谷川B、柳谷川C、柳谷川、山崎川、山崎谷、山藤川、山中、山の奥、山の奥、山の奥谷川A、山の奥谷川B、山の空川、山寄・一、湯屋谷、湯屋谷・一、湯屋谷・二、湯屋谷川、横土手、夜立川A、夜立川B、寄居谷川、六ヶ谷川、鹿鳴小谷、鹿鳴谷、ロクロ谷、若宮川、和久利、和久輪・一、和久輪・二、和田川、和田川二、和田下、鱒淵9号線谷

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

平成19年島根県歯科技工士試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成19年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第3号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。



第 3 条の表第13号中「若しくは結核予防法」を削り、同表第14号中「5日」の次に「(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合にあっては6日)」を加える。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

---

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月23日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 4 号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表第13号中「若しくは結核予防法」を削り、同表第14号中「5日」の次に「(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合にあっては6日)」を加える。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

---

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月23日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 5 号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第 7 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

「島根県立大学

「県立盲学校

別表中 看護短期大学 を「県立図書館」に、 県立ろう学校 を「県立特別支援学校」に改める。

県立図書館 」

県立養護学校」

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

---

## 公 安 委 員 会 規 則

---

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月23日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第 3 号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則(平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第38条第 2 項中「事務吏員又は技術吏員」を「警察官以外の職員」に改める。

第39条第2項中「技術吏員」を「警察官以外の職員」に改める。

第40条第2項及び第42条第2項中「事務吏員若しくは技術吏員」を「警察官以外の職員」に改める。

第43条第2項中「事務吏員又は技術吏員」を「警察官以外の職員」に改める。

第45条第2項、第46条第2項及び第47条第2項中「事務吏員若しくは技術吏員」を「警察官以外の職員」に改める。

第47条の2第2項、第54条第2項及び第55条第2項中「技術吏員」を「警察官以外の職員」に改める。

第58条第2項中「事務吏員若しくは技術吏員」を「警察官以外の職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第4号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第1項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	46	71	138	66	111	432	206	638
警 察 署	25	74	263	349	317	1,028	117	1,145
計	71	145	401	415	428	1,460	323	1,783

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第5号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表一般国道9号（バイパス）の項の次に次のように加える。

一般国道9号（バイパス）	松江市玉湯町湯町117番2先から松江市玉湯町湯町1839番1先まで
--------------	-----------------------------------

別表一般国道9号（松江道路）の項の次に次のように加える。

一般国道9号（益田道路）	益田市高津一丁目イ1128番10先から益田市須子町口483番2先まで
--------------	------------------------------------

別表主要地方道穴道インター線の項の次に次のように加える。

主要地方道 松江木次線	松江市西嫁島二丁目113番 1 地先から松江市乃白町514番 1 地先まで
-------------	---------------------------------------

別表一般県道斐川上島線の項の次に次のように加える。

一般県道 蟠竜湖線	益田市高津町イ2548番 1 地先から益田市高津町イ2571番 2 地先まで
一般県道 石見空港線	益田市内田町イ689番地先から益田市高津町イ2548番 1 地先まで
一般県道 石見空港飯田線	益田市高津町イ2338番 3 地先から益田市飯田町1282番地先まで
一般県道 久城インター線	益田市高津一丁目イ1128番45地先から益田市久城町66番 2 地先まで

別表市道中島 3 号線の項の次に次のように加える。

市道 中吉田久城線	益田市乙吉町イ75番 3 地先から益田市久城町66番 2 地先まで
-----------	-----------------------------------

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

正

誤

昭和63年 3 月15日付け島根県報第3,295号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

十一	ページ
上	段
算書	二 委託販売契約の受託者の精
	誤
算書	二 委託販売契約
	正
	受託者の精

平成17年3月29日付け島根県報第1,662号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
12	上から11	削り、同表	削り、同表B地域の項地域の区分の欄中「松江市」の次に「(旧宍道町の区域を除く。)」を加え、同表

平成17年9月30日付け島根県報第1,714号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	下から1	欄中「浜田	欄中「旭町」を削り、「浜田

平成18年12月26日付け島根県報第1,841号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から1	道路用地	農道用地

平成19年3月9日付け島根県報第1,860号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から8	平成8年7月3日	平成8年7月4日